

防災行政無線システム更新整備業務委託

要求水準書

葉山町総務部防災安全課

第1 総則

1 件名

防災行政無線システム更新整備業務委託

2 目的

本事業は、現在運用中のデジタル MCA 同報系防災行政無線設備が令和 11 年 5 月で使用できなくなることから、MCA 無線のサービスが終了する前に新たな防災行政無線設備の整備を実施する。本設備は、町内における災害発生等の緊急事態に際し、住民及び町内滞在者（以下「住民等」という）へ正確かつ円滑に情報を放送することを目的とし、住民等の生命および財産を災害等から保護することを使命とする。

3 技術提案について

本書は、本町が要求する基本的な機能及び性能を規定するものであり、具体的な仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこととし、提案された内容及び性能が要求水準を上回り、本町にとって有益と判断される内容はその技術提案を高く評価する。全体的には、屋外拡声子局の設置環境に影響されることなく、現状と同等以上の範囲で防災行政無線の音声放送を確実に伝達できることを前提とし、容易に放送操作ができ、ランニングコストを抑え、長期間安定稼働できる堅牢な仕様とすること。

また、ネットワーク障害や通信回線の輻輳等の発生時において、必要な情報を広く伝達できる手段や、将来的な増設、改修及び情報発信機能の高度化にも柔軟に対応可能なシステム構成についての提案に期待する。

本プロポーザルの目的に矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容の提案があれば、その効果の妥当性についても適切に評価する。さらに、本書において本町が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的に矛盾しないことが明確に示すことができる場合、代替的な仕様の提案も可とする。

なお、契約に際し、趣旨に合致しない事項については是正を行ったのち契約とするので提案内容をすべて実施することを保証するものではない。

4 履行期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日まで

5 計画施設の概要

既存施設の規模を次に示す。

- (1) 親局設備（本庁舎1階無線室） 1式
- (2) 遠隔制御装置（葉山町消防本部） 1式
- (3) 屋外拡声子局 33局

6 関連法規等

- (1) 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (2) 総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
- (3) 総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T115）
- (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令・電気設備の技術基準の解釈
- (5) 建築基準法
- (6) 消防法及び同法関係規則
- (7) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (8) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (9) 日本産業規格（JIS）
- (10) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (11) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (12) 電気情報技術産業協会企画（EIAJ-EDI）
- (13) インターネットに国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- (14) 葉山町地域防災計画及び諸規則
- (15) その他関係法令、条例、規則等

7 業務範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画（業務計画書）
- (2) 無線回線検討（机上検討及び電波伝搬調査）
- (3) 現地調査（基地局及び屋外拡声子局）及び劣化度調査
- (4) スピーカー音達検討
- (5) 無線局等の申請等に関する一切の手続き（含む総合通信局との協議）
- (6) システムの機能及び機器構成設計
- (7) 整備計画書の策定と設計書の提出
- (8) 機器の製作及び必要材料・部品の調達、承認業務
- (9) 連携するメディアとの接続・送信システムの構築
- (10) システム構築に必要となる各設備の新設（空中線、親局他機器の据付調整、データ設定、動作試験、ケーブル敷設及び接続、電源系統接続及び全体試験等）

- (11) 本町情報セキュリティポリシーに準拠し、LGWAN 回線、インターネット回線及び J-ALERT 受信機等との接続においては、十分なセキュリティ対策を講じた安全性の高い環境を構築すること。
- (12) 各種試験の実施と試験成績書の作成及び提出
- (13) 町民向け広報の資料提供および作成支援、運用開始前の操作訓練及び操作マニュアルダイジェスト版の提供
- (14) 竣工図書の作成
- (15) 不要となる既存設備については、適切に撤去及び関係法令に基づき廃棄処分を行うものとする。また、撤去後の清掃を行い必要に応じて補修を行うこと。
- (16) その他、防災行政無線を適正に稼働させるために必要な事項及び防災安全課の担当職員等により指示のある関連事項

8 軽微な変更

本設備の業務に際して、現場の取まり、機器の取り付け位置等の軽微な変更が生じた場合は、本町の指示に従うものとする。なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

9 諸手続

本設備に関して必要な諸官公庁への書類作成については、受託者が本町と必要事項を打合せの上、行うこと。書類作成、申請手続き等に要する費用については受託者の負担とする。

10 検査

中間検査は機器製作工程において必要により行うこと。

全ての機器の据え付け、調整が完了し、関係官庁の検査に合格した計器、測定器類は受託者において準備すること。

葉山町契約規則に定める業務完成届を受領後、受託者と本町において合意した全ての項目について完了したか検査を行う。

11 特許

特許等の工業所有権に疑義が生じた場合の結果については、受託者の責任とすること。

12 提出書類

受託者は必要に応じて、本書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を提出すること。

(1) 契約後提出書類

契約締結後、2週間以内に図書1部、電子媒体(USB)2部を提出し、本町の承諾を得ること。

- ① 業務体制表
- ② 全体工程表
- ③ 業務計画書

(2) 業務前提出書類

本書及び打ち合わせを踏まえ、業務開始前に図書1部、電子媒体(USB)2部を提出し、本町の承諾を得ること。

- ① 設計承諾図
- ② 納入機器一覧
- ③ システム構成図
- ④ 置局配置図
- ⑤ 音達シミュレーション図

(3) 完成図書

業務後に図書1部、電子媒体2部を提出し、本町の承諾を得ること。

- ① 取扱説明書
- ② 試験・検査成績書
- ③ 機器納入仕様書
- ④ システム系統図
- ⑤ 完成写真
- ⑥ 打合せ議事録

(4) その他

- ① 進捗報告書(基本は月に1度)
- ② 課題管理表
- ③ 実施設計終了後、対外的に説明する資料(更新するシステムの内容やスピーカーの性能、音達範囲等がわかりやすくまとめられた資料)
- ④ 本町が必要とする書類

13 所有権

本設備の所有権は、業務完成届の提出後、検査に合格後本町に移転するものとする。

14 引渡日

指定された提出書類等一式を提出し受理された後、本町職員の行う完成検査に合格した日とする。

15 技術指導

受託者は本設備の運用上必要な説明書を提出し、本町職員に対して技術指導及び操作教育を行うこと。

16 既設設備の保守

更新期間中の既設設備の保守管理については、既設業者と契約するものとする。

17 その他

本書は本設備が必要とする性能に関する大要を示したものであり、受託者がプロポーザルの内容に基づいて機器の構成、性能等に関する事項について疑義・変更等を生じた場合は、本町にて同等機能以上として仕様を満たし、運用上支障がないと了解したものについては納入を認める。

18 瑕疵担保責任

納入された各機器・装置及び据付等、本書に基づき納入した全てについて、業務完成検査合格後1年以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、受託者において無償で修復するものとする。ただし、運用に直接かかる機器やソフトウェアの故障で、原因が不明であり、且つ繰り返し故障が生じる場合は、当該機器の交換を行うこと。また保証期間を過ぎた後においても、受託者の瑕疵による重篤な不具合が生じた場合は、受託者にて無償で修理等を行うものとする。

19 システムの切替手順

システムの性質上、運用停止を最小限に抑える手法で新システムへの移行を実現すること。なお、既設設備との並行運用を行うため、無線室のレイアウトは操作性を考慮すること。

20 技術者配置要件

受注者は、本業務の履行にあたり、適切な施工体制及び品質管理体制を確保するため、以下の技術者を配置するものとする。

(1) 業務体制

受注者は、履行期間中、次に掲げる技術者を配置すること。

監理技術者 1名

現場代理人 1名

なお、監理技術者は、建設業法に基づく所定の資格を有する者とし、本業務における業務管理、安全管理及び品質管理を適切に実施できる者であること。

(2) 設計体制

受注者は、本業務に係る設計業務を実施するため、次のいずれかの資格を有する技術者を1名以上配置すること。

技術士（電気電子部門）

RCCM（電気電子部門）

(3) 業務監理体制

受注者は、本業務に係る監理業務を実施するため、次のいずれかの資格を有する技術者を1名以上配置すること。

技術士（電気電子部門）

RCCM（電気電子部門）

なお、設計担当技術者及び監理担当技術者は、兼任を認めるものとする。

第2 共通事項

1 基本条件

システム構築にあたり、本書と照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足すること。

- (1) 運用に際して最適の機能を有すること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、且つ維持管理が経済的に行えるものとする。
- (3) 機器は将来の増設、機能向上が容易に行える構造とすること。
- (4) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行える構造であり、且つこれらに際して危険のない構造のものとする。
- (5) ビス、ナット等の締め付けは十分行い、調整等行う半固定の箇所は十分ロックすること。

2 使用部品基準

- (1) 機器に使用する部品は総じて新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
- (2) 部品は日本産業規格 (JIS) またはこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
- (3) 配線材料は日本産業規格 (JIS) またはこれと同等以上のものとする。

3 環境条件

次の条件下で異常なく安定に動作すること。

- (1) 屋外に設置する設備は、周囲温度 -10°C ~ 50°C 、相対湿度は45%~90%において支障なく動作すること。また、最大瞬間風速50m/s相当及び震度6強程度に耐えるものとする。
- (2) 屋内に設置する設備は、周囲温度 5°C ~ 35°C 、相対湿度は45%~90%において支障なく動作するものとする。ただし、OA機器については、周囲温度 10°C ~ 30°C 程度の環境で動作すること。
- (3) さび・塩害等には十分に配慮した機器等を納入するとともにその対策を行い、特に屋外で使用される機器・材料については十分なメッキ・塗装等の対策を行うこと。
- (4) 屋外拡声子局筐体、空中線等の主要機器は耐候性及び耐食性を有する材質及び構造とすること。

4 電気的条件

- (1) 電気回路には、過電圧に対する保護装置または、保護回路を設けるものとする。
- (2) 電源電圧は、機器定格電圧の変動範囲10%内で正常に動作するものとする。

(3) 可能な限りプリント配線とし、盤間配線は原則として束線とすること。更に図面と対照して配線の識別が簡単で保守点検が容易にできるものとする。

(4) プリント基板、コネクタ等の接触部は接触不良による障害が生じないように堅牢なメッキを施すものとする。

5 銘板表示

(1) 各装置には、品名、型式、製造番号、製造者名、製造年月を銘板にて標示すること。

(2) 構成機器の入出力端子、調整箇所及び部品等には、図面と対照し容易に判別できる表示を行うこと。

(3) 特に取扱上注意を要する箇所についてはその旨特記すること。

第3 機器の要求仕様

1 設備の概要

デジタル無線 60MHz 帯 QPSK ナロー方式を用いること。

- (1) デジタル同報系設備
- (2) 遠隔制御装置設備
- (3) 再送信子局（必要に応じて）
- (4) 屋外拡声子局設備

上記設備、機器類の設置場所、機器仕様、数量については打合せの上決定するものとする。

操作は簡便で、全ての制御は集中管理が可能であり、各種通報を円滑に実施できる装置とする。

耐災害性（津波・落雷・土砂災害等）に考慮したシステム構成とし、故障による長期間運用停止を回避するための冗長化構成及び運用方法を講じること。

また、新設するシステムと既設のシステムを並行して運用する期間は、情報伝達を遅滞なく行えるように構築を行うこと。停電時は非常用電源で通報を中断することなく動作するものとする。屋外制御設備はデジタル同報波の受信にて動作すること。

親局設備に監視制御機能を付加し親局への無線送信機能を有するアンサーバック機能付子局との監視・連絡通話ができるものとする。

既存設備の概要については次のとおり。

MCA 無線システム同報利用

- (1) 親局設備 1局（町役場本庁舎）
- (2) 副局 1局（消防本部）
- (3) 屋外拡声子局設備 33式

2 親局設備

防災無線放送を含めた情報の配信を行う設備であること。

(1) 60MHz デジタル送受信装置

- ① 60MHz 帯（総務省推奨規格 ARIB STD-T115）同報波 1 波を使用した無線送受信装置であること。
- ② 送信出力は、本システム構築に必要な出力とする。
- ③ 無線機（無線送受信部、電源部、音声制御部等）については現用／予備方式を採用し、現用系に障害が発生した場合には自動で予備系に切り替わること。
- ④ 本装置からの手動操作の他、操作卓からの制御により、現用系／予備系の遠隔切替えが行えること。
- ⑤ 受信特性を改善する自動等化機能を有していること。

- ⑥ 操作卓障害発生時の対応として、本装置単独で緊急一括・一括・グループ選択による呼出、音声・サイレン通報が行えること。
- ⑦ 操作卓からの遠方監視制御機能に対応するものとし、本装置に障害が発生した場合は操作卓および遠隔制御装置に障害情報が表示されること。
- ⑧ その他電気的特性については、電波法無線設備規則第五十八条の二の十二によること。

(2) 操作卓（基本機能）

- ① 防災行政無線システム中枢装置であり、各装置を実装することで防災行政無線の運用や管理が行えること。装置は主に制御部・画面部・操作部 から構成されること。
- ② スタンドマイク等を実装し、音声による放送が行えること。
- ③ 音声合成による放送が行えること。
- ④ サイレンによる吹鳴放送が行えること。
- ⑤ 手動放送のほか、プログラム放送が行えること。
- ⑥ 通報の前後に4音階電子チャイムを挿入できること。
- ⑦ 音の重なりを防止するため、一斉及びグループ放送において時差通報ができること。また、緊急一括放送時には時差なしで、強制音量で放送できること。
- ⑧ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続可能な自動起動装置と接続可能なこと。
- ⑨ 20インチ程度のタッチパネル方式モニタ機能を有していること。操作はタッチパネル及びマウスにて行えること。
- ⑩ PC並みの操作性を持ち、直感的に操作ができること。
- ⑪ 電波時計等による自動時刻校正を1日1回以上行うこと。
- ⑫ マイク入力及び外部音源入力の内容を、自動プログラム送出装置のメッセージとして登録できること。
- ⑬ タッチパネルの操作画面が故障した際に、代替機能を有すること。
- ⑭ 練習モードや保守モードなど、操作訓練や保守作業が行える機能を有すること。
- ⑮ 前⑭の練習機能を使用中でも緊急時にJアラートが確実に放送されること。
- ⑯ 親局設備に設置される無線送受信装置及び電源機器等の状態監視・制御操作が行えること。
- ⑰ ミュージックチャイムは、本町の要望に対して柔軟に対応すること。
- ⑱ 自動通報用の録音編集が行えること。
- ⑲ 通報先、開始時刻（月日、時分）、通報時間等を記録し、通信記録や業務日誌形式でプリンタまたは電子ファイルとして出力できること。
- ⑳ 子局情報（子局名称・グループ番号等）に関する設定が変更可能とすること。
- ㉑ 操作卓から再送信子局及びアンサーバック機能付きの屋外拡声子局の通報監視、

子局状態の監視制御及び連絡通話が可能であること。

- ⑫ 前①から⑪の他、システムの運用に必要な機能及び提案内容の実現に必要な機能を実装すること。

(3) 操作卓（選択呼出し機能）

- ① 選択呼出しの種別は、緊急一括、一括、個別及びグループ呼出しを有すること。
- ② 繰り返し通報ができること。
- ③ 手動操作による通報のほか、予め設定された時刻により、定時放送及び自動的に音源（音声登録した媒体）を起動し、一括、グループ又は個別の選択呼出しを行う自動プログラム通報を起動し、子局を通報状態にできること。
- ④ 登録されている通報プログラムを選択し、手動で即時通報が可能なこと。
- ⑤ 自局の通報中は操作状態を表示させ、操作卓上にて一目で確認できること。
- ⑥ 定時放送・時報を正確に行うため、操作卓内部時計を電波時計等により自動的に修正できること。
- ⑦ 操作卓のシステム監視異常としてデジタル親局無線機の起動異常・操作卓・ユニット類等の総括した異常を操作卓の操作部に表示できること。
- ⑧ 通報履歴管理機能（全ての通報：時刻・音声・メッセージ・選局情報・その他）では通報履歴を利用した番組登録・再通報等の手続きが行えること。

(4) 多メディア配信機能

防災行政無線放送時に本町が使用している外部システムにも一斉配信が可能なこと。

(5) 電源設備

- ① 直流電源装置を導入し、停電時でも瞬断等無く通信が行えること。
- ② 無停電電源装置等により、発電機起動までOA機器のバックアップを行えること。

(6) 空中線系設備

- ① システム構築に必要な空中線及び空中線フィルタ、同軸ケーブル等を選定し設置すること。
- ② 誘導雷からの被害を軽減する機器を挿入すること。

(7) Jアラート自動起動装置

Jアラート受信機からの起動信号を受信し、操作卓に通報連携が可能なこと。

(8) 外部システム

将来的に新たな外部システムを増やす場合に柔軟な対応が可能とすること。

3 遠隔制御装置

- (1) 操作卓と接続し、制御することで放送等が行えること。
- (2) 操作卓のタッチパネルやハードウェアキー等の異なる操作部の故障により操作できない状態になった場合においても、本装置から放送が可能なこと。
- (3) 消防本部など役場無線室以外の場所でも運用が可能なこと。

4 再送信子局設備

- (1) 親局からの電波が弱く不感地帯となる地域に向けて、必要な場合は再送信子局を設置すること。
- (2) 親局操作卓から状態監視ができ、当該設備に付帯させた機器により通話が可能なこと。
- (3) 電源は常時商用で動作し、再送信子局の内蔵のバッテリーは72時間以上の電源供給が可能なこと。
- (4) 省電力構造とすること。また再送信子局の収容筐体は防滴構造とし、施錠できること。

5 屋外拡声子局装置

- (1) 60MHz帯（ARIB STD-T115）の同報波1波を使用した無線受信装置とすること。
- (2) 親局設備から放送を選択呼出信号に従いスピーカーから拡声できること。また、終話信号に従い待受け状態に移行すること。
- (3) 電源は常時商用で動作し、停電した場合は自動で内蔵の長寿命バッテリーに切り替わり、72時間以上の電源供給が可能なこと。
- (4) 省電力構造であること。また機器の収容筐体は防滴構造とし、施錠ができること。
- (5) スピーカーの音量は調整が可能とすること。
- (6) 鋼管柱については原則既設流用とし、老朽化や交換が必要な柱に対しては必要な措置を講じること。ただし No.8、No.18 の移設を必要とするので、本町と協議し移設先を検討すること。
- (7) アンサーバックを実装する屋外拡声子局では、連絡通話ができるものとする。

子局 No. 子局名称

子局 番号	種別	所在地	屋上/地上
1	木古庭	木古庭 1479	地上
2	上山口大沢	上山口 3279	地上
3	上山口大橋下	上山口 2170	地上
4	一色岡会館	一色 473-1	地上
5	消防本部	堀内 2050-10 消防本部屋上	屋上
6	下山口神明社	下山口 1504 - 1 神明社氏子会	地上
7	グランドヒルズ	堀内 1430-6	地上
8	堀内児童遊園	堀内 510-4	地上
9	葉桜児童館	長柄 1413-154	地上
10	イトーピア中央公園	長柄 1642-276	地上
11	木古庭入児童遊園	木古庭 248	地上
12	沢田児童遊園	木古庭 645-6	地上
13	上山口調整池	上山口 2287	地上
14	湘南国際村センター	上山口 1560-39	屋上
15	水源池	下山口 123	地上
16	滝の坂	一色 320-9	地上
17	一色台中央公園	一色 720-55	地上
18	下山口平	下山口 604	地上
19	下山口茅木山	下山口 1116	地上
20	一色小学校	一色 1060 一色小学校屋上	屋上
21	しおさい公園	一色 2123-1	地上

22	芝崎児童館	一色 2516	地上
23	港湾管理事務所	堀内 50-4	屋上
24	木の下会館	堀内 673-2	地上
25	長柄小学校	長柄 130 長柄小学校屋上	屋上
26	長柄橋交差点	長柄 409	地上
27	長柄会館	長柄 769 - 1	地上
28	長柄大山	長柄 1070-9	地上
29	県立葉山公園	下山口 1443-1	地上
30	一色第4分団詰所	一色 1503-3	屋根上
31	港町児童遊園	堀内 328-1	地上
32	汐見児童遊園	長柄 677-32	地上
33	南郷上ノ山公園	長柄 1888-1	地上

(8) 以上の子局に設置するスピーカーについては、既設設備の音達域と同等以上の音達性能を確保すること。(音響シミュレーションを実施すること)

また、既設スピーカーによって発生している不感地帯について、現状の範囲および音響特性を改善し、音が届かない区域を縮小すること。

第4 機器の構成

次の通りとすること。なお詳細数量は実施設計を行ったうえで決定とする。

1 同報系防災行政無線 親局設備機器構成 (デジタル無線方式)

機 器 名 称	数 量
親局無線装置	1
操作卓一式	1
遠隔制御設備	1
自動通信記録機能 (装置)	1
音声合成機能	1
J-ALERT 受信機及び自動起動装置	1
直流電源装置	1
多メディア配信機能	1
無停電電源装置	必要数
ミュージックチャイム	1
その他必要と思われる機器	必要数

2 子局設備機器構成 (再送信及び屋外拡声子局装置：デジタル無線方式)

機 器 名 称	数 量
再送信及び屋外拡声子局装置	必要数
各種スピーカー	必要数
その他必要と思われる機器	必要数

第5 維持管理

1 保守内容

保守内容については、以下を基本とし、提案内容を踏まえ構築後に別途契約を締結する。

(1) 定期点検

年1回以上、親局、操作卓、親局無線装置、Jアラート設備、屋外拡声子局等の点検を実施すること。

(2) 緊急保守

受付は24時間365日とすること。全局で放送ができない等の重障害の場合は即日対応とし、その他の障害については翌営業日とすること。

(3) 運用支援

無線免許更新支援、運用マニュアルの整備、職員の操作説明等を実施すること。操作説明については、システム導入時、町担当者の異動時、システム拡張時、Jアラート訓練時等、必要に応じて実施すること。

第6 撤去・据付作業

1 適用範囲

本業務に際し、本書及びその他の発注書類に記載されていない事項については、「国土交通省土木工事標準積算基準書（最新版）」及び「国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室電気通信設備工事共通仕様書（最新版）」によるものとする。契約期間中の事故等は、受注者の責任において適切かつ誠実に対応すること。

2 一般事項

(1) 業務の原則

単体各機器を本書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により業務を実施し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 業務計画

- ① 業務計画は手順、工程、工法、安全対策その他の全般的計画であるから、町職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って業務計画書を作成し、契約後速やかに町職員に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出すること。
- ② 受託者は、機器配置図、業務図及び町職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得ること。
- ③ 受託者は、本町の指定した工法等について代案を申し出ることができる。
- ④ 本町から示された以外に、受託者が作業上必要とする用地等は、町職員とあらかじめ協議のうえ、請負者の責任において確保を行うこと。
- ⑤ 作業上必要な機械、材料等は貸与又は支給されるもの以外は、すべて受託者の負担とすること。

(3) 業務管理

- ① 業務管理は業務計画に基づき、履行期間内に完成できるよう行うこと。
- ② 業務に関わる法令、法規等を遵守し、円滑な進捗を図るものとする。
- ③ 業務に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。
- ④ 要求水準書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については町職員の検測又は確認を得ること。
- ⑤ 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ町職員の承諾を得て行うこと。
- ⑥ 業務中、町職員と行った主要な協議事項等は、受託者が打ち合わせ記録簿を作成し、町職員の確認を得ること。
- ⑦ 貸与品及び支給品についての受払状況を記録し、常に残高を明らかにすること。

(4) 現場管理及び更新業務の進捗管理等

- ① 業務にあたっては、確実な工法、安全を常に考慮し、確実に履行期間内に完成するよう進捗管理を徹底すること。
- ② 指定又は指示された箇所を除き造営物に加工は行わない。業務上必要がある場合は、あらかじめ承諾を求めること。
- ③ 改修、増設などで、すでに運用中の設備に関係する場合、町職員と十分打ち合わせ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- ④ 業務が完了した時は、跡片付け、清掃等を完全に実施すること。

(5) 内容の変更

- ① 本町の都合による変更部分の追加費用は、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受託者の負担により行うこと。
- ② 受託者の都合による変更は原則としてないものとする。
ただし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めたとときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。
- ③ 要求水準書に指定され、双方の都合によらない変更が生じた場合、協議するものとする。

(6) その他の事項

要求水準書等、その他指示された事項等について疑義が生じた場合は前(5)③に準ずる。

3 安全

(1) 基本事項

業務にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、受託者の責任において行うこと。

(2) 安全管理

- ① 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
- ② 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- ③ 作業場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。
- ④ 電気、ガス、水道等の設備に近接し作業を行う場合は、あらかじめ当該設備関係者と打ち合わせ、必要があればその立会を求めその指導を得て行うこと。
- ⑤ 作業員の保健、衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図るなど、作

業環境の整備に努めること。

(3) 緊急時の措置

- ① 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに町職員に報告すること。
- ② 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに町職員及び関係者に連絡し、受託者により迅速な復旧に努めること。

4 安全作業材料

屋外で使用する材料・取付金具は防食、強度を考慮した堅牢なものとし、鉄鋼製品は溶融亜鉛メッキを施したものとすること。

5 設計業務

設計にあたっては、既設システムの完成図書・図面等の資料の収集、現地調査等を実施し、屋外拡声子局の適正配置、各機器の構成・機能、耐災害性を考慮したシステム構築を検討するとともに、システム中枢機器（親局・屋外子局等）の故障による長期運用停止を回避するため、冗長化構成及び運用方法を検討すること。

6 電波伝搬調査

複数年度に渡る整備により電波環境が変化する可能性があることから、受託者は無線機器の設置に先立ち、町内において電波伝搬調査を行い、無線回線が確実に繋がることを確認すること。また、調査結果については関東総合通信局に報告し、各局の最終諸元等について協議を行うこと。

7 配線作業

(1) ケーブル配線

ケーブルは外皮に損傷を与えないように取扱いに十分注意し、「有線電気通信設備令」及び「電気設備基準」等に基づき確実に行うこと。

(2) 端末処理

電線、ケーブル等の端末処理は適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し確実に行うこと。

8 作業写真

(1) 撮影箇所

形状が変わるか、または内容が隠蔽される箇所（名称、日時、寸法等が確認できること。）及び完成写真を撮影し、作業の種類ごとに整理し町職員に提出すること。

(2) 完成写真

完成後、納入した各設備の竣工写真を完成図書にファイルして提出すること。

9 マニフェスト等の提出

産業廃棄物の処理、処分した場合は、マニフェスト（廃棄物処理委託伝票）及び、写真等を提出すること。

10 調整試験

業務が終了すれば総合的な調整、試験を行い、設備の機能を確認すること。

なお、音響試験は、町職員の承諾を得て行うこと。

11 撤去について

不要となった設備の撤去及び処分にかかる費用は、本契約金額に含めること。

12 その他

本システムは、更新業務及び設備保守においても無線諸元や設備情報、住民情報などを預かり業務を進めるため、受託者はこれら情報資産を適切に管理する体制を整備すること。

第7 その他

1 調整点検

受託者はすべての作業終了後、機器の稼働のために総合点検、調整を行い検査、検収にあたること。

2 機器の搬出入

機器の搬出入にあたっては、事前に搬出入の手順、日時等について本町と協議すること。

3 保管管理

作業及び調整期間内の機器、工具等の保管は受託者の責任で行うこと。

4 廃材処理

施工期間中に発生した廃材・残材は、受託者の責任において産業廃棄物として処理、処分をすること。

5 既設建築物

既設建物に関連する作業は、防水処理等既設建物に影響を及ぼさないよう、町職員と十分に協議すること。

6 住民への周知

屋外拡声子局の施工に先立ち、案内文を近隣住民へ配布する。配布範囲は隣接する住宅等とするが、事前に本町と協議すること。

7 事故

本業務委託中の事故について、本町は一切の責任を負わない。受託者は速やかに本町に報告を行い、受託者の責任において対応すること。

8 町内事業者の採用

受託者は、可能な限り町内事業者の採用に努めること。

9 その他

本事業の契約に定めのない事項、この要求水準書及び受託者からの提案等に関して疑義が生じたときは、別に協議するものとする。